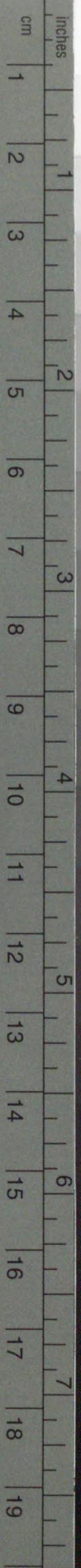


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

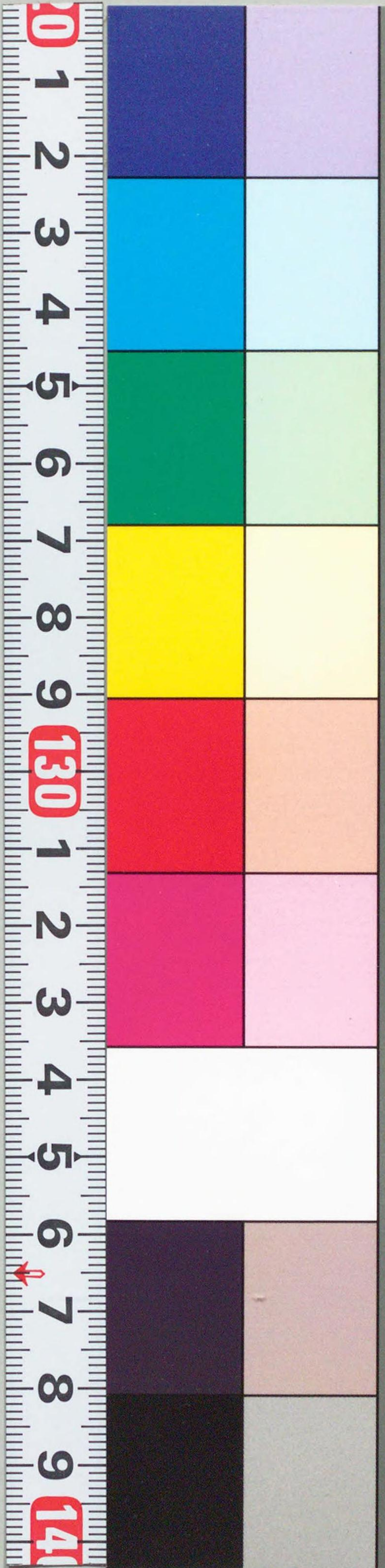
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



BZ-7-22



1201000390075

資料第十五号
(通番第二百二十五号) 昭和三十二年一月

参 才二十五国会
議 院

文教委員会審議要録

参議院文教委員会調査室

目次

一、	委員会審議概表	1
二、	付託法律案審議經過表	2
三、	成立した法律の概要	3
四、	請願審査一覧表	3
五、	要望書	7
六、	懇談会等	8
七、	委員会活動状況集計	10

		11	頁数
--	--	----	----



I種
W



一、委員会審議概要

年月日	議 事	政府(又は参考人)出席者	備 考	会議 番 号
31.11.19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事の互選 ○ 調査承認要求の件 	慶徳人事院給与局次長 中村人學院職員局課長 藤井自治庁行政部長 角田自治庁行政部公務員課長 緒方初中教育局長		一
31.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の給与問題に関する件 	清瀬文部大臣 天城会計参事官		二
31.11.22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日教組の座込みに関する件 ○ 昭和三十二年文教予算に関する件 	小林自治庁財政部長 角田自治庁行政部公務員課長 天城会計参事官 内藤初中教育局長 小林文部省管理局長		三
31.11.27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方教職員の給与に関する件 ○ 昭和三十二年文教予算に関する件 	小林自治庁財政部長 角田自治庁行政部公務員課長 天城会計参事官 内藤初中教育局長 小林文部省管理局長		四

31.1.29	31.1.2.4	31.1.2.6	31.1.2.2
<p>○ 昭和三十一年度文教予算に関する件</p> <p>○ 昭和三十一年度文教予算に関する件</p> <p>○ 太陽族映画に関する件</p>	<p>○ 昭和三十一年度文教予算に関する件</p> <p>○ 太陽族映画に関する件</p>	<p>○ 教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案の件</p> <p>○ 継続調査要求に関する件</p> <p>○ 請願に関する件</p> <p>○ 愛媛県の昇給昇格に関する件</p> <p>○ 委員派遣承認要求に関する件</p>	<p>○ 地方教職員の昇給昇格に関する件</p> <p>○ 地方教職員の昇給昇格及び期末手当に関する要書決定</p> <p>○ 地方教職員の期末手当に関する件</p>
清瀬文部大臣 天城会計参事官	清瀬文部大臣 天城会計参事官 内藤初中教育局長	赤城衆議院議員 清瀬文部大臣 青谷総理府恩給局審議官 田中人事参事官 天城会計参事官 内藤初中教育局長 小林管理局長	早川自治政務次官 小林自治庁財政部長 内藤初中局長
	二時より 映画関係 者懇談会		
五	六	七	八

二、付託法律案審議経過表

号 番	件 名	衆 議 院	参 議 院	(提出者)	公布月日及び 法律番号
1	教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決	坂田道太 外四名	31.12.18 法律才一七五号
	31.5.11	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		
	31.5.11	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		
	31.1.2.4	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		
	31.1.2.4	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		
	31.1.2.4	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		
	31.1.2.6	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		
	31.1.2.2	提出 委員会 議決	提出 委員会 議決		

三、成立した法律の概要

○ 教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について、学校看護婦としての在職を準教

育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

(1) 提案理由

1. 旧恩給法のもとにおける養護助教諭の取扱いを明確にする為
2. 恩給を給すべき学校看護婦の範囲を明かにする
3. 学校看護婦が官立または国立の学校の養護訓導・養護教員又は養護教諭となつた場合に当該学校看護婦としての勤続年月数の1/2を通算することに関して解釈上の疑義を除く為

(2) 法案の骨子

才一条 現行の教育公務員特例法は、養護助教諭を恩給法上の準公務員として明文で規定してありますが、この特例法施行以前の養護助教諭については規定がないためにその取扱いに疑義がありますので、恩給の取扱い上、養護助教諭は教育公務員特例法の施行の前後にかかわらず、助教諭と同様にその在職年月を通算する旨を明らかにする為、

同法才三十二条の二として新たに一カ条を設けることを規定した。

才二条

教育公務員特例法才三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律に、学校看護婦を、「昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦・学校衛生婦・養護婦等の名称で児童・生徒等の養護に当つていたものをいう」と規定しているがこれらの名称を用いているものでも、その任命権者が日本赤十字社であつたり、その俸給の出所も区々であつて、取扱い上しばしば疑義を生ずるから新たに才二条を設けて、国庫または、地方公共団体から俸給を受けている官立、国立、または、公立学校の職員で児童・生徒等の養護に当つている常勤のものと同様に定義したのが才一点である。

更に、同法現行の本則を才一条と改め、その才二項として学校看護婦が官、国立学校の養護訓導・養護教員・養護教諭となつたときは、恩給法上・学校看護婦としての勤続年月数をノミとして通算すること。

才三条 在外指定学校の学校看護婦の恩給法上の取扱ひについての規定であるが、満鉄や中国等で居留民団が設立した学校のうち、特に指定された在外指定学校に勤務していた学校看護婦が、内地引き揚げ後も引続き在職している場合、この在外指定学校当時の学校看護婦の在職を準教育職員としての在職とみなす。

(3) 経費

本年の施行に伴う該当者は本年度及び来年度において少数であるから現在の予算の範囲内で十分まかない得る。

(4) 施行期日

昭和三十一年十二月十八日

四、請願審査一覧表

請願番号	件名	請願者	委員会付託日	委員会採択日
才六号	公民館法制定に関する請願	愛媛県議会議長 川口満義	3/11/20	3/12/6
才五十号	教育費の財源措置に関する請願	鹿児島県議会議長 田中茂穂	"	"
才七十七号	学校用地購入に対する特別措置の請願	熱海市議会議長 芹沢和雄	"	"
才百十七号	公立文教施設費国庫補助等に関する請願	山形市長 大久保伝蔵 外三名	3/11/27	"
才百十八号	義務教育学校建築に対する敷地の土地買収費等を国庫補助対象とするの請願	山形県町村会内 市川清矩	"	"
才百十九号	鉄骨造校舎建築費国庫補助単価引上げに関する請願	高山町長 河野直吉 外六名	"	"
才百三十一号	文教施設整備予算増額に関する請願	石川県教育委員会 中谷久弥 外五名	"	"

才百四十九号	学校給食法に基く費用を全額国庫負担とする等の請願	全日本自治団体 労働組合 山本伊三郎	"	"
才百六十五号	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願	全国高校定時制 通信教育振興会 中川源一郎 外五名	"	"
才百八十三号	公立文教施設費国庫補助増額に関する請願	山形県教育庁 塚原主計 外三名	"	"
才百九十六号	校舍建築資材の暴騰対策に関する請願	北海道東北六 村協議会 長友太 会 榎口友太	3/12 4	"
才二百九十九号	国立日本アイヌ史跡会館設立に関する請願	アイヌ民族史跡保 存協会 川村カネト アイヌ	"	"
才三百十九号	公立学校施設整備費国庫補助に関する請願	岡山県英田郡 美作町長 水島計次郎	"	"
才百三十号	建国記念の日制定に関する請願		3/11 27	留保
才七十六号	義務教育の政治的中立確保に関する請願		3/11 20	"

五、要望書（十二月十二日の委員会で決定のもの）

一、今回国家公務員に対して期末手当の増額が行われるが、地方教職員に対しても同様の措置が遅滞なく行われるよう政府において万全の措置を講ずること。

二、近時、地方公共団体が財政的理由により、地方教職員の昇給昇格の停止を行い、或はその定数の減員を行いつつあることは、教育上重大な支障を来たすに止まらず、一面国及び地方を通じて一般公務員との不均衡をも招来するおそれなしとしない。

よつて、地方公共団体におけるこれらの措置が速かに是正され、円滑な昇給昇格が実施されるとともに、教員の定数が確保されるよう、政府において善処すべきこと。

右要望するものである。

右要望書の送附先は

大蔵大臣、文部大臣、自治庁長官である。

六、懇談会等

年月日	題 目	場 所
3 / 1 / 27	映画観覧(太陽の季節)(野口英世)(警察日記) 太陽族問題について懇談会	文部省試写室
3 / 1 / 24	太陽族映画問題に關し映画会社各代表と懇談会	参議院
3 / 1 / 20	シネラマ・ホリデー観覧後、懇談会	帝国劇場

七、委員会活動状況集計

一、委員会等の開催回数

1. 委員会 八回

2. 理事会 四回

3. 懇談会等 三回

二、付託法律案件数

○ 成立 一件 (衆議院提出)

三、請願審査件数

1. 総数 一五件

2. 採択 一三件

